

決 定 書

異議申出人 上尾市 [REDACTED]
近藤 泰介

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年12月18日付けで提起のあった同年12月3日執行の上尾市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、上尾市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

第1 本件異議申出の趣旨

- 1 本件選挙における新道龍一氏、新藤孝子氏、坂東知子氏及び佐藤恵理子氏の有効票並びに無効票の数え直しをすることで、近藤泰介の落選が無効となることを求める。
- 2 本件選挙の当選人佐藤恵理子、当選人金澤祥子、当選人津田ひとみの当選は無効となり、近藤泰介が当選するとの決定を求める。

第2 本件異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、異議申出書及び口頭意見陳述の結果により次のように解される。

- 1 票の数え直しについて
 - (1) 本件選挙の開票結果において、佐藤恵理子候補が最下位当選者となり申出人は10票差により落選が決定した。票差が僅差であるため、無過失の集計ミスでも結果が変わりうる。
 - (2) 「新道りゅういち」と「新藤たかこ」は「新」という漢字を使っており、「近」とは異なるものの、「新」も「近」も漢字のつくりが同じであり間違えやすい。加えて、「しんどう」と「こんどう」は平仮名にすると1文字しか異ならず一層混乱しやすい。

- (3) 平仮名にすると「ばんどう」と「こんどう」は1文字しか異ならず間違える可能性がある。
- (4) 「佐藤」と「近藤」は「藤」という同じ漢字を使用しているため、誤解しやすい。
- (5) 無効票が963票存在しており、その約1%である10票に数え間違いがあっただけでも当選の効果に大きな差がある。

2 当選人佐藤恵理子の当選の効力について

- (1) 上尾市に居住実態がないと思われ、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項の要件を満たしていない疑義が強い。
- (2) 令和2年の法改正により、法第86条の4第4項第3号「市町村の議会の議員の選挙当該選挙の期日において第9条第2項に規定する住所に関する要件を満たす者であると思込まれること（中略）を当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書」が追加された。この趣旨は「住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補することを抑止」（令和2年6月10日総行選第35号）することである。そのため、仮に上尾市内に居住の実態があろうとも、法第86条の4の規定により届出をした当該住所において居住実態がない場合、それは虚偽（法第238条の2第1項）にあたり宣誓義務違反であり、届出先の住所に生活の本拠があるか疑義がある。
- (3) 本件選挙において、告示の期間前に、当選人の有料インターネット広告が流れているのを見たとの証言を数人から得ている。告示後の期間中に見たとの証言は得ていないが、告示後の期間中に流すことができない（法第142条の6）ことから、念のため調査すべきである。

3 当選人金澤祥子の当選の効力について

- (1) 上尾市に居住実態がないと思われ、法第9条第2項の要件を満たしていない疑義が強い。
- (2) 当委員会に情報公開請求して入手した選挙期間中の「問い合わせ・苦情・通報受付簿」を確認すると、令和5年11月27日及び同月28日の2日間において「上尾駅前に選挙カーが多数あり、長時間とまっているため迷惑」などの苦情が寄せられている。候補者は不明であるが、当委員会では把握しているはずのため、当該当選人であれば、法第1条「公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的」とすることに反するため、当選の無効事由になると考える。
- (3) 令和2年の法改正により、法第86条の4第4項第3号「市町村の議会の議員の選挙当該選挙の期日において第9条第2項に規定する住所に関する

要件を満たす者であると思込まれること（中略）を当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書」が追加された。この趣旨は「住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補することを抑止」（令和2年6月10日総行選第35号）することである。そのため、仮に上尾市内に居住の実態があろうとも、法第86条の4の規定により届出をした当該住所において居住実態がない場合、それは虚偽（法第238条の2第1項）にあたり宣誓義務違反であり、届出先の住所に生活の本拠があるか疑義がある。

- (4) 本件選挙において、告示の期間前に、当選人の有料インターネット広告が流れているのを見たとの証言を数人から得ている。告示後の期間中に見たとの証言は得ていないが、告示後の期間中に流すことができない（法第142条の6）ことから、念のため調査すべきである。

4 当選人津田ひとみの当選の効力について

- (1) 上尾市内に居住実態がないと思われ、法第9条第2項の要件を満たしていない疑義が強い。
- (2) 令和2年の法改正により、法第86条の4第4項第3号「市町村の議会の議員の選挙 当該選挙の期日において第9条第2項に規定する住所に関する要件を満たす者であると思込まれること（中略）を当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書」が追加された。この趣旨は「住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補することを抑止」（令和2年6月10日総行選第35号）することである。そのため、仮に上尾市内に居住の実態があろうとも、法第86条の4の規定により届出をした当該住所において居住実態がない場合、それは虚偽（法第238条の2第1項）にあたり宣誓義務違反であり、届出先の住所に生活の本拠があるか疑義がある。
- (3) 当委員会に情報公開請求して入手した選挙期間中の「問い合わせ・苦情・通報受付簿」を確認すると、令和5年11月27日及び同月28日の2日間において「上尾駅前に選挙カーが多数あり、長時間とまっているため迷惑」などの苦情が寄せられている。候補者は不明であるが、当委員会では把握しているはずのため、当該当選人であれば、法第1条「公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的」とすることに反するため、当選の無効事由になると考える。

決定の理由

申出人から令和5年12月18日に提出された異議申出書が形式的な要件を備えた適法なものとして認め、当委員会において、同月20日付けでこれを受理した。

また、申出人から令和6年1月14日付けで異議申出書の趣旨の変更が提出され、形式的な要件を備えた適法なものとして認め、当委員会において、同月19日付けでこれを受理した。

第1 票の数え直しについて当委員会の判断

1 開披調査について

(1) 開披調査の実施

当委員会では、本件異議申出の決定に当たり厳正を期すため、令和6年2月17日に申出人の立会いのもと、投票の梱包及び封印に異常がないことを確認した上で、申出人が主張する名前の表記が申出人と似ている当選者4人の有効投票、法第68条の2第4項により按分をした票（以下「按分票」という。）及び無効投票と、当委員会が職権で必要と判断した申出人の有効投票の開披調査（以下「本件開披調査」という。）を実施し、本件異議申出に対する審理を慎重に実施した。

調査対象票

「新道りゅういち」有効投票（3, 017票）

「新藤たか子」有効投票（1, 567票）

「ばんどう知子」有効投票（1, 975票）

「佐藤えりい」有効投票（1, 182票）

「近藤たいすけ」有効投票（1, 172票）

按分票（4票）

無効投票（963票）

合計9, 880票

(2) 抽出票及び判定基準

本件開披調査において、調査対象票のうち立会人（申出人）から指摘された抽出票は44票であり、「新道りゅういち」の有効投票から16票、「新藤たか子」の有効投票から2票、「ばんどう知子」の有効投票から0票、「佐藤えりい」の有効投票から23票、「近藤たいすけ」の有効投票から0票、「按分票」から0票、無効投票から3票であった。

なお、別記1は、新道りゅういち候補の有効投票の中から、別記2は新藤たか子候補の有効投票の中から、別記3は佐藤えりい候補の有効投票の中から、別記4は無効投票の中から抽出したものである。また、再計数について

は、全ての票において票数に誤りはなかった。

別記1から別記4までの当選の効力の判断にあたっては、次の法律の規定及び判決に示された考え方に従った。

【公職選挙法】

第67条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

【昭和31年2月3日最高裁判所判決抜粋】

候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきであつて、これを候補者でない者に対する投票と認めるべきでない。

【昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決抜粋】

他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であつて、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤つて不用意に、あるいは、習慣性のもので無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載には当たらないものと解するのが相当である。

(3) 抽出票の判定結果

ア 別記1-1から1-6

これらの投票は、「新藤りゅういち」と記載されている。新道りゅういち候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、「藤」は「道」の誤記と認められる。よって、新道りゅういち候補の有効投票と認める。

イ 別記1-7及び1-8

これらの投票は、「進藤」と「りゅう」を二重線で抹消し、「新道」と「りゅういち」と記載しているが、誤記に気づき書き改めたものと認められる。よって、新道りゅういち候補の有効投票と認める。

ウ 別記1-9

この投票は、「親道」と記載されている。新道りゅういち候補以外に類似

する氏の候補者はいないことから、「親」は「新」の誤記と認められる。また、氏のみを記載した投票も有効と認められる。よって、新道りゅういち候補の有効投票と認める。

エ 別記1-10

この投票は、「しんどうりゅうスケ」と記載されている。新道りゅういち候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、「りゅうスケ」は「りゅういち」の誤記と認め、新道りゅういち候補の有効投票と認める。

オ 別記1-11

この投票は、「武藤りゅういち」と記載されている。新道りゅういち候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、「武藤」は「新道」の誤記と認め、新道りゅういち候補の有効投票と認める。

カ 別記1-12及び1-13

これらの投票は、「佳道りゅういち」と「近道りゅういち」と記載されている。新道りゅういち候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、「佳」と「近」は「新」の誤記と認め、新道りゅういち候補の有効投票と認める。

キ 別記1-14

この投票は「新」と記載された右下に「、」が記載されている。「単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のもので無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載にはあたらないものと解するのが相当である。」(昭和63年6月30日仙台高等裁判所決参照)。当該記載は、習慣的に無意識的に記載された句読点等と認められる。また、この投票は、2文字目が「道」の誤記と認められる。よって新道りゅういち候補の有効投票と認める。

ク 別記1-15

この投票は、「新藤りゅういち」と記載されている。2文字目の「藤」は「道」の誤記と認められる。また、新道りゅういち候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、新道りゅういち候補の名「りゅういち」を記載しようとして、「う」の一字を誤脱したものと認められる。よって、新道りゅういち候補の有効投票と認める。

ケ 別記1-16

この投票は、不明瞭な記載はあるものの字形から「新道りゅち」と判読できる。また、新道りゅういち候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、新道りゅういち候補の名「りゅういち」を記載しようとして、「うい」の二文字を誤脱したものと認められる。よって、新道りゅうい

ち候補の有効投票と認める。

コ 別記2-1

この投票は、1文字目の「近」以外の文字は新藤たか子候補の氏名と一致していること、新藤たか子候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないこと、記載全体から判断して新藤たか子候補の氏名を記載したものと判読できることから、「近」は「新」の誤記と認められる。よって、新藤たか子候補の有効投票と認める。

サ 別記2-2

この投票は、1文字目の誤記に気付き書き改めたものと認められる。塗り潰しは、有意の他事記載ではない。よって、新藤たか子候補の有効投票と認める。

シ 別記3-1から3-3

これらの投票は、「佐藤えいり」と記載されている。佐藤えりい候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから、「えいり」は「えりい」の誤記と認め、佐藤えりい候補の有効投票と認める。

ス 別記3-4及び3-5

これらの投票は、「佐藤●りい」と「さとう●りい」と記載されている。(以下不明瞭な記載「●」。)不明瞭な記載はあるものの、記載全体から判断して明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、佐藤えりい候補の有効投票と認める。

セ 別記3-6及び3-7

これらの投票は、「佐藤え●●」と記載されている。不明瞭な記載はあるものの、記載全体から判断して明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、佐藤えりい候補の有効投票と認める。

ソ 別記3-8及び3-9

この投票は、「えりい」と記載されている。名のみを記載した投票も有効と認められ、佐藤えりい候補以外に類似する名の候補者もない。よって、佐藤えりい候補の有効投票と認める。

タ 別記3-10及び3-11

これらの投票は「佐藤えりい」と記載されている。佐藤えりい候補以外に類似する氏名の候補者は存在しないことから「い」は「い」の誤記と認められる。よって佐藤えりい候補の有効投票と認める。

チ 別記3-12

この投票は氏の横に振り仮名が記載されている。振り仮名については、他事記載とは認められない。よって、佐藤えりい候補の有効投票と認める。

ツ 別記3-13

この投票は、「佐●えりい」と記載されている。2文字目のくさかんむりまで記載後、「藤」を誤脱したものと認められる。よって、佐藤えりい候補の有効投票と認める。

テ 別記3-14

この投票は、「佐藤えり●」と記載されている。不明瞭な記載はあるものの、記載全体から判断して明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。また「い」と判読できる文字の間に点が記載されている。「単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のもので無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、他事記載にはあたらないものと解するのが相当である。」とされている。当該記載は、誤って不用意に記載された線と認められる。よって、佐藤えりい候補の有効投票と認める。

ト 別記3-15

この投票は、「さとうえ●●」と記載されている。不明瞭な記載はあるものの、記載全体から判断して明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、佐藤えりい候補の有効投票と認める。

ナ 別記3-16及び3-17

これらの投票は、「佐藤えりい」と「さとうえりい」と明瞭に記載されており、明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと認められる。よって、佐藤えりい候補の有効投票と認める。

ニ 別記3-18

この投票は、「佐藤●●●」と記載されている。不明瞭な記載はあるものの、記載全体から判断して明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、佐藤えりい候補の有効投票と認める。

ヌ 別記3-19

この投票は、「佐藤えりいさん」と記載されている。「さん」は敬称であり、敬称は他事記載とは認められない。(法第68条第1項第6号ただし書) よって佐藤えりい候補の有効投票と認める。

ネ 別記3-20

この投票は、「佐藤エリ」と記載されている。佐藤えりい候補の名「えりい」を片仮名で記載しようとして、「イ」の1字を誤脱したものと認められる。よって佐藤えりい候補の有効投票と認める。

ノ 別記3-21

この投票は、「佐トえりい」と記載されている。2文字目の「ト」まで記載後、「ウ」を誤脱したものと認められる。よって佐藤えりい候補の有効投票と認める。

票と認める。

ハ 別記 3-2 2

この投票は、「佐藤え●い」と記載されている。不明瞭な記載はあるものの、記載全体から判断して明らかに佐藤えりい候補の氏名を記載したものと判読できる。よって、佐藤えりい候補の有効投票と認める。

ヒ 別記 3-2 3

この投票は、「無所属佐藤えりい」と記載されている。所属党派は身分の類であり、身分は他事記載とは認められない。(法第 68 条第 1 項第 6 号ただし書) よって佐藤えりい候補の有効投票と認める。

フ 別記 4-1

この投票は、「近藤たいすけ」の左に「マジ頼むぞー」が記載されている。

「マジ頼むぞー」は有意の他事記載である。よって無効投票と認める。

ヘ 別記 4-2

この投票は、「近藤たいすけ」の左下に「ガンバレ」が記載されている。

「ガンバレ」は有意の他事記載である。よって無効投票と認める。

ホ 別記 4-3

この投票は、「近藤あつし」と記載されている。近藤たいすけ候補の氏「近藤」とひぐち敦候補の名「あつし」とを記載した混記は、候補者の誰を書いたのか確認し難い投票と認められる。よって無効投票と認める。

(4) 当委員会の判断

本件開披調査の結果、申出人より指摘のあった当選者 3 人の有効投票に他の候補者の有効投票とすべきもの又は無効投票とすべきものは認められず、また、無効投票とされた投票からもいずれかの候補者の有効投票とすべきものは認められなかったため、市選挙会において決定された各候補者の得票数に異動は生じない。

第 2 当選人佐藤恵理子（以下「佐藤氏」という。）の当選の効力について

1 居住実態について

住所については、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 22 条では、各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定しており、特に、選挙に関しては、住所は 1 人につき 1 箇所に限られているものと解すべきである（昭和 23 年 12 月 18 日最高裁判所判決）。

また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく（昭和35年3月22日最高裁判所判決）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものと解すべきである（平成9年8月25日最高裁判所判決）。

さらに、各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解すべきである（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）。

このような観点から、当委員会はこれら判決の内容を判断基準として、佐藤氏が本件選挙の期日（令和5年12月3日）までの間、引き続き3か月以上、上尾市に住所を有していたか否かについて判断する。

(1) 上尾市に対して行われた住民異動届

佐藤氏は、平成30年4月2日に埼玉県上尾市A（以下「前住所地」という。）へ転入の届出を行っている。また、令和3年1月29日に前住所地から、埼玉県上尾市B（以下「現住所地」という。）へ転居した旨、転居の届出を行っている。

(2) 上尾市長による住民基本台帳法第34条の規定に基づく調査

当委員会は、上尾市長に対して令和6年1月9日付けで佐藤氏についての住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条の規定に基づく調査を実施するよう依頼し、同年2月8日に上尾市長から調査結果の回答があった。調査の結果は、次のア～ウのとおりである。

ア 居室確認結果

- (ア) 建物外観及び佐藤氏同意のもと内観について調査を行った。
- (イ) 建物は二階建て木造住宅である。
- (ウ) 居室の玄関には表札は掲出していない。軽自動車1台分程度の駐車場はあるが、佐藤氏は自動車を所持していないとのことで、駐車場には布団干しが置かれていた。なお、自動車を所有していないため、主な交通手段はバスやタクシーを利用している。

- (エ) 居間にはテレビや鏡台などが取り揃えられ、衣類や生活用品が見受けられた。また、台所にも食料品などが置かれていた。
- (オ) 冷蔵庫や洗濯機など日常的に使用する電化製品は、一通り揃えられていた。キッチンはIHクッキングヒーターであった。
- (カ) 窓には紙を貼りつけて目張りをしており、雨戸を閉めるなど外部から中が見えないようにしていた。

イ 佐藤氏及び母親から聴取した事項

- (ア) 現住所地には2～3年前に中古物件を購入して転居した。
- (イ) 前住所地は現住所地から徒歩5分ほどのアパートであった。転居した理由としては、部屋がメゾネットタイプで高齢の母に負担となっていたため、アパートの近所の方が風景も変わらずいいとの判断とのことであった。
- (ウ) 現住所地の土地・家屋の不動産登記上の名義人は佐藤氏である。調査時に売買契約書についても目視で確認した。
- (エ) 母親は現住所地に住み始めて2年以上経つと話していた。日中は家におり、たまに近所を散歩しているとのことであった。
- (オ) 自治会には転居後に加入したが、しばらくしてから退会したとのことである。
- (カ) 近所との付き合いはほとんどない。しかし、隣の家の住人は民生委員を務めている、と話するなど最低限の関わりは見受けられる。
- (キ) 光熱水費の契約者は佐藤氏である。佐藤氏は猫を飼っており、外出時も冷暖房をつけたままにすることが多いとのことであった。
- (ク) 佐藤氏は現在市議会議員以外の職には就いておらず、普段は現住所地にいることが多い。
- (ケ) 仕事上、視察などで家を空けることもあるが、母親を一人にしておくことに不安があり、また猫を飼っているため、あまり外泊することはない。
- (コ) 食事は自炊についてはあまりしていない。近所のスーパーマーケットやコンビニエンスストアに行くか、Uber Eatsを利用することが多い。佐藤氏の同意のもとUber Eatsの注文履歴を確認したところ、毎週数回注文していることが確認できた。なお、注文の届け先住所を確認したところ、現住所地であった。
- (サ) お風呂は主にシャワーを使用しているとのことであった。

ウ 佐藤氏及び関係機関からの提出資料について

(ア) 電気について

佐藤氏から提出された資料によると、電気の契約先は東京電力株式会社であり、契約者は佐藤氏本人である。直近の使用量については以下のとおりである。

使用期間	使用量
令和5年4月	649 kWh
令和5年5月	516 kWh
令和5年6月	405 kWh
令和5年7月	417 kWh
令和5年8月	528 kWh
令和5年9月	474 kWh
令和5年10月	422 kWh
令和5年11月	799 kWh
令和5年12月	1,469 kWh
令和6年1月	2,251 kWh

(イ) ガスについて

佐藤氏から提出された資料によると、ガスの契約先は株式会社栗田商店で、プロパンガスを利用しており、契約者は佐藤氏本人である。使用量については以下のとおりである。

使用期間	使用量
令和5年4月	3.8 m ³
令和5年5月	4.3 m ³
令和5年6月	2.8 m ³
令和5年7月	2.6 m ³
令和5年8月	1.3 m ³
令和5年9月	1.3 m ³
令和5年10月	1.2 m ³
令和5年11月	3.4 m ³
令和5年12月	2.5 m ³

(ウ) 水道について

上尾市上下水道部業務課から提出された資料によると、現住所地における水道の契約（使用）者は佐藤氏本人であり、使用開始時期は令和3年2月1日である。直近の使用量については以下のとおりである。

使用期間	上水道使用量	下水道使用量
令和5年8月5日～10月5日	20 m ³	0 m ³
令和5年10月6日～12月6日	18 m ³	0 m ³

なお、現住所地は下水道が未供給のため、下水の使用量は0 m³である。

(エ) 国民健康保険について

上尾市市民生活部保険年金課から提出された資料によると、佐藤氏は国民健康保険に加入しており、納税通知書も返戻なく届いていることを確認した。

(オ) 関係機関への確認結果

さいたま地方法務局上尾出張所に対し、現住所地の土地及び家屋の登記簿謄本について請求を行い、土地、家屋ともに佐藤氏本人の所有であることを確認した。(所有権移転日：令和2年11月12日売買)

(3) 電気、ガス及び水道の使用状況

ア 電気の使用量

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、戸建住宅の1か月当たりの平均電気使用量は、2人世帯が331 kWhであるのに対し、佐藤氏の令和5年9月から同年12月までの月当たりの平均電気使用量は791 kWhであり、2倍以上となっている。また、毎月の電気量を見ても平均使用量を全て上回っている。

イ ガスの使用量

経済産業省資源エネルギー庁の平成18年度プロパンガス消費実態調査によると、1か月当たりの家庭用プロパンガス平均使用量は、2人以下の世帯が6.5 m³であるのに対し、佐藤氏の令和5年9月から同年12月までの月当たりの平均ガス使用量は2.1 m³であり、平均使用量を下回っている。

なお、キッチンはIHクッキングヒーターであるため、ガスはお風呂が主であるとのことである。

ウ 水道の使用量

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、1か月当たりの平均使用水量は2人世帯が14.9 m³（2か月当たりに換算すると約29.8 m³）である。佐藤氏の令和5年8月5日から同年12月6日までの1か月当たりの平均使用水量は9.5 m³であり平均使用量を下回っている。

エ 電気、ガス及び水道の使用状況についての所見

電気、ガス及び水道の契約者は佐藤氏本人であり、上記のとおり、1か月当たりの使用量については、電気量は月平均の2倍以上の使用量となっている。しかし、ガス及び水道については平均使用量を下回っているが、佐藤氏本人から聴取した日常の生活状況を勘案すると妥当な使用量であると判断する。

(4) 当委員会による周辺住民への聞き取り調査

周辺住民への聞き取り調査を行うにあたり、佐藤氏は住所を非公表としていたことから、地元の民生委員に聞き取り調査を行った。

民生委員によれば、佐藤氏は3年ほど前から現住所地で居住しており、自治会に関する件で会話したことがあるとのことであった。密接に周辺住民や自治会等と関わりがある訳ではないようであるが佐藤氏は現住所地に住んでいる、との証言を得た。

(5) 佐藤氏への聞き取り調査

当委員会は、令和6年2月19日に法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第36条の規定に基づき、職権で審査請求に係る事件に関し、佐藤氏に対して質問を行った。また、令和6年2月4日に申出人から提出された質問申立書の質問についても併せて行った。

質問は、ゴミの収集日やゴミ捨て場所、プロパンガスの使用量が少ない理由、現住所地から市役所までの移動方法、食料品や生活用品の購入場所等について行った。

現住所地に住み始めた時期及び同居人については、3年前から居住し、母と二人暮らしをしており、プロパンガスの使用量が少ない理由については、主にシャワーを利用しているとのことであった。市役所までの移動手段については、行きはタクシーを利用し、帰りはバスを利用しているとのことであった。

(6) 佐藤氏への物件の提出要求

当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第33条の規定に基づき佐藤氏に対して、証拠物件の提出を求めた。提出された物件は以下のとおりである。

・Amazon（アマゾン）の注文履歴

届け先の住所の登録は佐藤氏の現住所地と一致し、飲食物や日用品等の購

入をしている履歴があり、購入履歴の配送先についても佐藤氏の現住所地と一致していることが確認できる。

- Uber Eats（ウーバーイーツ）の購入履歴

提出された購入履歴は、令和5年7月22日から令和5年12月8日までの間で、合計48回の購入記録であった。また、届け先として現住所地を登録していることが確認できる。

- 電気料金請求書（令和5年4月～令和6年1月）

圧着ハガキにて送付を受けており、このハガキの宛名は佐藤氏本人で、送付先は現住所地であることが確認できる。

(7) 佐藤氏の主張

佐藤氏から令和6年2月19日に提出された意見書について、当委員会において、同月27日付けでこれを受理した。なお、本意見書は当委員会が定めた期間後に提出されたものである。

当該意見書において佐藤氏は、概ね次のように主張している。

- ア 本件選挙より3か月以上前から上尾市に住所を構え居住していること。
- イ 本人（佐藤氏）名義で水道、電気及びガス会社に支払いをしていること。
- ウ 当委員会から現住所地に送られてくる書類等も住所宛所無し等で返送されずに滞りなく届いていること。

(8) 申出人から提出された証拠物

佐藤氏の現住所地の外観画像及び平成27年10月現在の町内会会員名簿について判断する。

佐藤氏の現住所地の外観画像は全て選挙期日後に撮影されたものである。また、表札を剥がしたような跡がある画像についても、佐藤氏が現住所地を公表していないことを考えれば特段不自然なことではない。

よって、これらの画像は現住所地に住所を有していなかったことを示す証拠とはなり得ない。

平成27年10月現在の町内会会員名簿については、当該名簿には現住所地の住民として佐藤氏とは別の人物の氏名が記載されているところ、佐藤氏は令和3年1月29日に現住所地への転居の届出を行っているため、当該名簿に佐藤氏の氏名が記載されていないのは当然である。

以上のことから、申出人から提出された証拠物については採用することができない。

(9) その他

異議申出書等に記載している事柄及び口頭意見陳述で述べた事柄については、いずれも佐藤氏が現住所地に住所を有していなかったことを示す証拠とはなり得ないため、採用することができない。

(10) 当委員会の判断

以上のとおり、佐藤氏は平成30年4月2日から上尾市内に住民票上の住所を有し、現住所地の建物を所有していることに加え、令和5年9月3日から令和5年12月3日までの間、現住所地で電気、水道及びガスを使用し、飲食物や日用品等を市内や近隣市町の店舗から購入し、現住所地で佐藤氏宛の郵便物を受け取っている事実が客観的に認められる。他方、佐藤氏の現住所地における居住を否定するに足る特段の事情は見当たらない。

よって、佐藤氏は令和5年9月3日から令和5年12月3日までの間、引き続き3か月以上、上尾市の区域内に住所を有していたと判断するものである。

2 立候補に関する虚偽宣誓について

(1) 地方議会議員選挙の立候補届に係る見直しについて

公職選挙法の一部改正（令和2年9月10日施行）により、地方議会議員選挙の立候補届に係る見直しが行われた。

地方公共団体の議会の議員の選挙の立候補の届出に添えなければならない宣誓書において公職の候補者となるべき者が誓う事項として、当該選挙の期日において法第9条第2項又は第3項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれることを追加するものとされた。（法第86条の4関係）

当該宣誓書において虚偽の誓いをした者は、法第238条の2第1項の虚偽宣誓罪の適用対象となり得るところ、同罪の適用に当たっては、同条第2項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の告発が必要とされている。

住所とは、各人の生活の本拠をいい、住所の認定は客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居留意思を総合して行うものと解されており、起居、寝食、家族同居の事実などの居住実態に基づき慎重に判断する必要がある。

これを前提として、今般の改正は、住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補するという法律の想定するところではないイレギュラーな事案を抑止することを目的としたものである。

(2) 立候補の届出等の状況

令和5年11月26日に法第86条の4第1項の規定により佐藤氏が選挙長に届出をした文書には住所として現住所地が記載され、同条第4項に規定する宣誓書には住所として現住所地が記載されている。

(3) 当委員会の判断

逐条解説（株式会社ぎょうせい「逐条解説公職選挙法改訂版（下）」）によると同罪の適用に当たっては、法第238条の2第2項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の告発により初めて問われることとされており、親告罪となっているが、これは本状の罪は必ずしも常に悪質なものとはいえず、誤って提出したが受理する際発見されて直ちに却下されたときのように宥恕すべき場合が考えられるからである。

申出人は、佐藤氏が仮に上尾市内に居住の実態があろうとも、法第86条の4の規定による届出先の住所に居住実態がない場合は、それは虚偽にあたり宣誓義務違反になると主張するが、佐藤氏の生活の本拠が現住所地にあることは「第1 居住実態について」で述べたとおりである。そして、現住所地は佐藤氏が同条の規定により届け出た住所と同一である。

よって、当委員会は、佐藤氏は宣誓書において虚偽の誓いをしていないと判断する。

3 選挙運動の期間中における有料インターネット広告の禁止について

(1) 申出人からの証拠書類の提出及び口頭意見陳述

申出人から提出のあった証拠書類には、佐藤氏が告示日以降に有料インターネット広告を配信していたと客観的に判断できるものはなく、口頭意見陳述で述べた事柄についても、佐藤氏が告示日以降に有料インターネット広告を配信していたことを直接証明するものではなかった。

(2) 佐藤氏への物件の提出要求

当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第33条の規定に基づき佐藤氏に対して証拠物件の提出を求めた。提出された物件は以下のとおりである。

・YouTube（ユーチューブ）広告配信終了後レポート

有料インターネット広告を受託した「選挙ドットコム」からの「YouTube 広告配信終了後レポート」では、配信期間が令和5年10月30日から同年11月25日までの期間配信されていたことが確認でき、法第142条の6第1項から第3項までの規定により禁止されている選挙運動期間前に配信が

終了していることを確認した。

(3) 当委員会の判断

以上のことから、佐藤氏が告示日以降に有料インターネット広告の配信を行っていた客観的な事実はなく、申出人の主張を採用することはできない。

また、有料インターネット広告の選挙運動期間中の利用については、法第142条の6第1項から第3項までの規定により禁止されており、法第243条3の3に該当し公職選挙法違反として有罪となり、被選挙権を喪失した場合、法第99条のとおり当選を失うこととなる。しかしながら、「公職選挙法において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判所は、これを審理判定する責務権限を有しない。」と判示されている（昭和35年9月13日最高裁判所判決）。

したがって、仮に当選人が告示日以降有料インターネット広告の配信を行っていたとしても、本件事案における当選人の当選無効の決定については、当委員会において判断すべきものではなく、公職選挙法違反として刑に処せられその刑によって当選人の当選を無効とするものであり、本件異議申出により直ちに当選の無効の原因となるものではない。

第3 当選人金澤祥子（以下「金澤氏」という。）の当選の効力について

1 居住実態について

住所については、民法第22条は、各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定しており、特に、選挙に関しては、住所は1人につき1箇所限定されているものと解すべきである（昭和23年12月18日最高裁判所判決）。

また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく（昭和35年3月22日最高裁判所判決）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものと解すべ

きである（平成9年8月25日最高裁判所判決）。

さらに、各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解すべきである（平成23年12月20日大阪高等裁判所判決）。

このような観点から、当委員会はこれら判決の内容を判断基準として、金澤氏が本件選挙の期日（令和5年12月3日）までの間、引き続き3か月以上、上尾市に住所を有していたか否かについて判断する。

(1) 上尾市に対して行われた住民異動届

金澤氏は、令和5年8月12日に埼玉県上尾市緑丘1丁目（以下「現住所地」という。）へ転入の届出を行っている。

(2) 上尾市長による住民基本台帳法第34条の規定に基づく調査について

当委員会は、上尾市長に対して令和6年1月9日付けで金澤氏についての住民基本台帳法第34条の規定に基づく調査を実施するよう依頼し、同年2月8日に上尾市長から調査結果の回答があった。調査の結果は、次のア～ウのとおりである。

ア 居室確認結果

- (ア) 建物外観及び金澤氏同意のもと内観について調査を行った。
- (イ) 建物は北上尾駅から徒歩12分の住宅街の中にある築16年の二階建てアパートで、調査対象居室は一階にある1Kの部屋であった。
- (ウ) 居室の玄関には表札は掲出していない。また外側から確認したところ、窓外に物干し竿の類は見受けられなかった。
- (エ) 室内は全体的に物が少なく、私物は最低限に抑えられていた。
- (オ) 室内にはエアコン、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等、日常生活に必要とされる家電器具は備え付けのため、自身で用意したものではない。金澤氏の前住所地には現在も長女が居住しているので荷物を持ってくるわけにもいかなかったため、家具を買わなくて済んだとの弁であった。テレビも備え付けであったがパソコンで見るのでテレビは基本的に使用しないため、収納スペースに片づけられていた。金澤氏曰く、以前所属していた政党の影響とのことで、以前の政治活動の際に使用していたチラシを取り出して説明していた。

イ 金澤氏から聴取した事項

- (ア) 現住所地は、令和5年6月30日に契約、転入の届出は8月に入ってから行った。
- (イ) 現住所地の賃貸借契約者は金澤氏本人である。金澤氏は自動車を所持していないため、駐車場の契約はしていない。そのため交通手段は徒歩か自転車である。
- (ウ) 光熱水費の契約者は金澤氏である。
- (エ) 昨年途中まで社団法人にてIT導入補助事業に従事していた。都内に会社があり、通勤もしていたが、現住所地でリモート業務を行うことも多かった。退職後は主に政治活動に専念し、朝夕は上尾駅・北上尾駅に立って街頭演説を行っていた。そのため日中は家にあまりおらず、寝るために帰っている程度とのことである。
- (オ) 食事について、外食で済ませるか買ってきて済ませているため自炊はほとんどしていないとのことであった。キッチンを確認したところ、調理器具や食器類はあまりなく、代わりに紙皿や紙コップなどは多く備えてあった。また、キッチンはIH式であったが、あまり使用している形跡は見受けられなかった。
- (カ) お風呂はシャワーを利用するのみで、湯船は利用していない。
- (キ) 現住所地に転入後、地域の人たちと接点を持つため町内会に加入した。加入時に町内会の人から、主の居住するアパートの住人で加入する人はほとんどいないと言われたと驚いていた。
- (ク) 長女は都内で一人暮らしをしている。金澤氏曰く、長女を現住所地に呼ぶこともあるが、夏頃まで入院していたため、退院後も一人で上尾まで来させることに不安があるので、金澤氏が長女宅に出向くことが多い。
- (ケ) 現住所地の賃貸借契約期間は2023年6月30日から2025年6月29日までの2年間の契約である。契約期間満了後は市内の別の物件への転居を検討している。
- (コ) 聴取時に居住実態を証明する物証として以下の書類を受領した。
- ・現住所地の「賃貸借契約書」
 - ・「電気の契約内容のお知らせ」
 - ・「電気ご使用量のお知らせ」(令和5年10月～令和5年11月分)
 - ・「プロパンガス検診結果のお知らせ」(令和5年9月～令和5年12月分)
 - ・「Amazon領収書」(お届け先住所の記載あり)
 - ・町内会費領収書(令和5年7月～令和6年4月分)
 - ・埼玉県自転車防犯登録カード(丙)

ウ 金澤氏及び関係機関からの提出資料について

(ア) 電気について

金澤氏から提出された資料によると、電気の契約先は東京ガス株式会社であり、契約者は金澤氏本人である。契約日は令和5年7月15日である。直近の使用量については以下のとおりである。

使用期間	使用量
令和5年9月	102 kWh
令和5年10月	120 kWh
令和5年11月	94 kWh
令和5年12月	147 kWh

(イ) ガスについて

金澤氏から提出された資料によると、ガスの契約先は株式会社トーエルであり、プロパンガスを利用している。契約者は金澤氏本人である。使用量については以下のとおりである。

使用期間	使用量
令和5年8月	1.5 m ³
令和5年9月	2.9 m ³
令和5年10月	3.2 m ³
令和5年11月	4.8 m ³
令和5年12月	2.1 m ³

(ウ) 水道について

上尾市上下水道部業務課から提出された資料によると、現住所地における水道の契約（使用）者は金澤氏本人である。使用開始時期は令和5年7月15日である。直近の使用量については以下のとおりである。

使用期間	上水道使用量	下水道使用量
令和5年8月11日～10月13日	10 m ³	10 m ³
令和5年10月14日～12月14日	11 m ³	11 m ³

(エ) 国民健康保険について

上尾市市民生活部保険年金課から提出された資料によると、金澤氏は国民健康保険に加入しており、納税通知書も返戻なく届いていることを確認した。

(3) 電気、ガス及び水道の使用状況

ア 電気の使用量

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅の1か月当たりの平均電気使用量は、1人世帯が186kwhであるのに対し、金澤氏の令和5年9月から同年12月までの月当たりの平均電気使用量は約116kwhであり、平均使用量を下回っている。また毎月の電気量を見ても全て平均使用量を下回っている。

イ ガスの使用量

経済産業省の平成18年度プロパンガス消費実態調査によると、1か月当たりの家庭用プロパンガス月平均使用量は、2人以下の世帯が6.5 m^3 であるのに対し、金澤氏の令和5年9月から同年12月までの月当たりの平均ガス使用量は約3.3 m^3 であり、平均使用量を下回っている。

ウ 水道の使用量

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、1か月当たりの平均使用水量は1人世帯が8.1 m^3 （2か月当たりに換算すると約16.2 m^3 ）である。金澤氏の令和5年8月11日から同年12月14日までの1か月当たりの平均使用水量は約5.3 m^3 であり平均使用量を下回っている。

エ 電気、ガス及び水道の使用状況についての所見

電気、ガス及び水道の光熱水費の契約者は金澤氏本人である。上記のとおり、1か月当たりの使用量については、電気、ガス及び水道全てが月平均を下回っている。しかし、著しく少ない数字であると判断することは難しく、また継続して使用していることから、この使用実績だけで居住実態を否定することは困難である。

(4) 周辺住民への聞き取り調査

周辺住民への聞き取り調査を行うにあたり、金澤氏へ周辺住民の特徴や主にどこに住んでいる方と面識があるかを確認して調査を行った。隣人に聞き取り調査を行ったところ、金澤氏本人かはわからないが、現住所地に住む女性と何度か挨拶をしたことがあり、生活音も聞こえ、女性の声が聞こえてくるとのことであった。また、最初に挨拶を交わした時期は覚えていないが、令和5年12月よりも前であるのは間違いないとのことであった。

また、上記隣人以外に近隣の2つのお店の方に話を伺ったが、いずれも、気にして見ていないのでわからない又は交流がなくわからない、とのこと

あった。

(5) 防犯カメラの確認

金澤氏の現住所地は集合住宅であり、防犯カメラが設置されていることが確認できたため、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第33条の規定に基づき不動産管理会社へ証拠物件の提出要求を行った。不動産管理会社からは、刑事訴訟法第197条第2項の警察署からの照会にのみ映像データの提供を行っている旨の回答があり、映像データの確認をすることはできなかった。

(6) 金澤氏への聞き取り調査について

当委員会は、令和6年2月9日に法第216条第1項において準用する行政不服審査法第36条の規定に基づき金澤氏に質問を行った。また、令和6年2月4日に申出人から提出された質問申立書の質問についても併せて行った。

質問は、ゴミの収集日やゴミ捨て場所、光熱費の使用量の少なさ等について行った。

ガスの使用について、基本的に食事は外食で済ませ家で調理等を行わないため、ガスの使用はお風呂に使用しているとのことだが、シャワーが主であるとのことから使用量が少ないとの証言と一致している。洗濯は現住所地で行っているとのことであった。

また、運転免許証やクレジットカードの住所については、現住所地へ変更しておらず、クレジットカードに請求先住所があること自体知らなかったとのことであった。

運転免許証については、現在紛失中で届出はしておらず、現住所地で失くしている可能性が高いが探していないとのことであった。また、運転免許証記載の住所は覚えていないとのことであった。

(7) 金澤氏への物件の提出要求

当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第33条の規定に基づき、職権で金澤氏に対して証拠物件の提出を求めた。提出された物件は以下のとおりである。

・水道料金

納入通知書の宛先や、水栓所在地が現住所地と一致していることが確認できる。

- ・プロパンガス検針結果のお知らせ
宛先が金澤氏となっていることが確認できる。
- ・電気使用量
使用場所及び契約者が金澤氏の現住所地であることが確認できる。
- ・レシート（令和5年9月～12月分）
市内の飲食店や日用品店でのレシートを多数確認できる。件数は以下のとおりである。

	金澤氏のレシート件数		
	飲食（市内）	日用品（市内）	その他（市内）
9月	27	2	7
10月	32	6	16
11月	33	9	21
12月	17	3	7
合計	109	20	51

レシートは全部で180枚提出され、購入場所を確認すると上尾駅周辺や現住所地周辺店舗であった。

外食が主であるとの証言であったが、飲食店でのレシートが大半を占めており、証言と一致していることを確認できる。

- ・入出金履歴
ATM等の利用は無く、採用できない。
- ・診察券等
診察券を作成はしているものの、裏面に次回予約等はなく、通院治療をしている形跡がない。しかし、金澤氏への質問の回答と病院名は一致している。
- ・自治会費徴収票
令和5年7月分から令和6年4月分までの自治会費を一括で支払いを行っていることが確認できる。
- ・Amazon（アマゾン）出荷明細表
届け先などの住所が書いていないため、採用できない。
- ・宅急便等送付状関係
宛先が現住所地になっていることが確認でき、置き配を含め現住所地にて受取したことが確認できる。
- ・ハガキ等
宛先が現住所地となっていることが確認でき、郵便の一時持ち帰り等もハガキ面からは確認できないため、通常の配送ができていたことが確認でき

る。

- ・ IC カード利用明細

令和5年11月8日から令和6年2月4日までの間の利用明細であるが、令和5年12月3日までの間については電車の利用が少なく移動に関する状況を確認することができなかった。また、本件選挙の期日後の記録については採用できない。

- ・ プロパンガス開栓書類

アパートの契約時の書類の一つで、金澤氏が令和5年7月16日にプロパンガス会社と契約を行っていることが確認できる。

- ・ 自転車防犯登録カード

金澤氏が令和5年7月16日に自転車防犯登録の申し込みをしたことが確認できる。住所の欄には現住所地在記載されている。

- ・ 生命保険会社からの手紙

宛先が現住所地となっていることが確認でき、郵便の一時持ち帰り等もハガキ面からは確認できないため、通常の配送ができていないことが確認できる。

- ・ Amazon（アマゾン）の領収書

届け先が現住所地と一致していることが確認できる。

- ・ クレジットカード利用代金明細（10月～12月支払い分）

市内での購入履歴は、23件で主にコンビニエンスストアや飲食店での支払いが多数あり、金澤氏本人が別途提出したレシートと一致していることが確認できる。また、100円ショップやドラッグストアでの買い物も確認できる。いずれも購入は市内の店舗で、現住所周辺や上尾駅周辺が多い。

- ・ 賃貸契約書等の不動産関係書類

不動産の契約書にて契約期間が2年間であることや、契約者が金澤氏本人であることを確認できる。

- ・ GPS の記録

当委員会はスマートフォンの契約先の通信事業者へ位置情報の提供依頼について金澤氏に同意を求めたが、GPSの開示については、プライベートの内容を含むため、同意できないとの回答があった。その代わりとして、Googleマップの位置情報履歴を同社マップにピン刺しし、移動経路を日付毎に示した画面の画像の提出があったので、その内容を確認した。

提出された記録については、令和5年9月3日から令和5年12月3日までの期間のもので、84日分の記録を確認した。毎日の記録ではなく、また、家を出る時間や帰宅時間について全てを提出したものではないが、確認した記録の出発又は到着のいずれかは、現住所地であることが確認できる。

(8) 申出人から提出された証拠物について

金澤氏の現住所地の外観画像及び金澤氏の X (旧 Twitter) 投稿の画像等について判断する。

金澤氏の現住所地の外観画像は全て選挙期日後に撮影されたものであり、現住所地に住所を有していなかったことを示す証拠とはなり得ない。

また、金澤氏の X (旧 Twitter) 投稿の画像等についても、何ら当選の無効となる証拠とはなり得ない。

以上のことから、申出人から提出された証拠物については、採用することができない。

(9) その他

異議申出書等に記載している事柄及び口頭意見陳述で述べた事柄については、いずれも金澤氏が現住所地に住所を有していなかったことを示す証拠とはなり得ないため、採用することができない。

(10) 当委員会の判断

以上のとおり、金澤氏は令和5年8月12日から上尾市内に住民票上の住所を有し、現住所地の建物を賃貸していることに加え、令和5年9月3日から令和5年12月3日までの間、現住所地で電気、ガス及び水道を使用し、市内の店舗で飲食物や日用品等を購入し、金澤氏宛の郵便物を受け取っている事実が客観的に認められる。

周辺住民からは、令和5年9月3日から同年12月3日の期間における居住実態の明確な証言は得られなかったものの、金澤氏の現住所地における居住を否定するに足る特段の事情は見当たらない。

よって、金澤氏は令和5年9月3日から令和5年12月3日までの間、引き続き3か月以上、上尾市の区域内に住居を有していたと判断せざるを得ない。

2 立候補に関する虚偽宣誓について

(1) 地方議会議員選挙の立候補届に係る見直しについて

公職選挙法の一部改正（令和2年9月10日施行）により、地方議会議員選挙の立候補届に係る見直しが行われた。

地方公共団体の議会の議員の選挙の立候補の届出に添えなければならない宣誓書において公職の候補者となるべき者が誓う事項として、当該選挙の期日において公職選挙法第9条第2項又は第3項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれることを追加するものとされた。（法第86条の

4 関係)

当該宣誓書において虚偽の誓いをした者は、法第238条の2第1項の虚偽宣誓罪の適用対象となり得るところ、同罪の適用に当たっては、同条第2項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の告発が必要とされている。

住所とは、各人の生活の本拠をいい、住所の認定は客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居留意思を総合して行うものと解されており、起居、寝食、家族同居の事実などの居住実態に基づき慎重に判断する必要がある。

これを前提として、今般の改正は、住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補するという法律の想定するところではないイレギュラーな事案を抑止することを目的としたものである。

(2) 立候補の届出等の状況

令和5年11月26日に法第86条の4第1項の規定により金澤氏が選挙長に届出をした文書には住所として現住所地が記載され、同条第4項に規定する宣誓書には住所として現住所地が記載されている。

(3) 当委員会の判断

逐条解説（株式会社ぎょうせい「逐条解説公職選挙法改訂版（下）」）によると同罪の適用に当たっては、法第238条の2第2項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の告発により初めて問われることとされており、親告罪となっているが、これは本状の罪は必ずしも常に悪質なものとはいえず、誤って提出したが受理する際発見されて直ちに却下されたときのように宥恕すべき場合が考えられるからである。

申出人は、金澤氏が仮に上尾市内に居住の実態があろうとも、法第86条の4の規定による届出先の住所に居住実態がない場合は、それは虚偽にあたり宣誓義務違反になると主張するが、金澤氏の生活の本拠が現住所地にあることは「第1 居住実態について」で述べたとおりである。そして、現住所地は金澤氏が同条の規定により届け出た住所と同一である。

よって、当委員会は、金澤氏は宣誓書において虚偽の誓いをしていないと判断する。

3 選挙運動の期間中における有料インターネット広告の禁止について

(1) 申出人からの証拠書類の提出及び口頭意見陳述

申出人から提出のあった証拠書類には、金澤氏が告示日以降に有料インタ

一ネット広告を配信していたと客観的に判断できるものではなく、口頭意見陳述で述べた事柄についても、金澤氏が告示日以降に有料インターネット広告を配信していたことを証明するものではなかった。

(2) 金澤氏への聞き取り調査

当委員会は、令和6年2月9日に法第216条第1項において準用する行政不服審査法第36条の規定に基づき金澤氏に質問を行った。

質問の回答では、YouTube（ユーチューブ）チャンネルの動画を投稿したことはあっても、有料インターネット広告を依頼したことはないとのことであった。

(3) 当委員会の判断

以上のことから、金澤氏が告示日以降に有料インターネット広告の配信を行っていた客観的な事実はなく、申出人の主張を採用することはできない。

また、有料インターネット広告の選挙運動期間中の利用については、法第142条の6第1項から第3項までの規定により禁止されており、法第243条3の3に該当し公職選挙法違反として有罪となり、被選挙権を喪失した場合、法第99条のとおり当選を失うこととなる。しかしながら、「公職選挙法において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判所は、これを審理判定する責務権限を有しない。」と判示されている（昭和35年9月13日最高裁判所判決）。

したがって、仮に当選人が告示日以降有料インターネット広告の配信を行っていたとしても、本件事案における当選人の当選無効の決定については、当委員会において判断すべきものではなく、公職選挙法違反として刑に処せられその刑によって当選人の当選を無効とするものであり、本件異議申出により直ちに当選の無効の原因となるものではない。

4 11月27日、28日における上尾駅前選挙カーに係る苦情について

(1) 申出人の主張

申出人は、金澤氏の演説活動において、交通の安全と円滑に著しい障害という道路交通法違反があり、同氏が道路交通法違反であれば当選の効力に影響がないと考えているのであれば、法第1条に反し、当選が無効となる旨を主張する。

(2) 公職選挙法第1条

たしかに、選挙活動において交通の著しい妨害があれば、これは妥当なものではなく、選挙活動であれば無条件に行われてよいものではないことは指摘のとおりである。

しかし、かかる交通の安全や円滑性を保護することを目的とする法は道路交通法であって、公職選挙法ではない。

また、法第1条は、「その選挙が『選挙人の自由に表明せる意思』によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期すること」を目的とする旨を定めた規定である。すなわち、同条は、民主主義の観点から選挙人の自由意思に基づく選挙が行われることを保障する旨を謳う規定であって、被選挙人の選挙活動の妥当性や、被選挙人の選挙活動に対する考え、意識について直接規定したものではない。

そもそも、同条は、法の目的を簡潔に規定したいわゆる目的規定、理念規定であり、その内容は抽象的で具体的な義務等を定めたものではないため、法規範性が認められない。

(3) 事実認定（交通の妨害の有無）

上記のとおり、仮に交通の妨害が認められるとしても、選挙の効力には影響を及ぼすものではないが、以下のとおり調査を行った結果を記しておく。

ア 申出人からの証拠書類の提出及び口頭意見陳述

申出人から提出のあった証拠書類には、令和5年11月27日又は同月28日の選挙カーに係る苦情の当事者が金澤氏であると客観的に特定できるものではなく、口頭意見陳述で述べた事柄についても、直接証明するものではなかった。

イ 金澤氏への聞き取り調査の結果

当委員会は、令和6年2月9日に法第216条第1項において準用する行政不服審査法第36条に基づき金澤氏に質問を行った。

質問の回答では、選挙期間中に上尾駅西口駅前に選挙カーを停車していたが、通行の妨げにならないように注意して停車させていたとのことであった。

ウ 上尾警察署の対応記録

上尾警察署の刑事課に対して、選挙期間中である令和5年11月27日又は同月28日に、上尾駅周辺における候補者への警告や指導履歴について確認を行ったが、そのような履歴はないとの回答であった。

エ バス会社への聞き取り

東武バスウエスト株式会社上尾営業所へ令和5年11月27日又は同月28日に選挙カーを原因とする事故や事件があったかの確認を行ったところ、詳細の日付については覚えていないとのことであったが、上尾駅西口ロータリーに選挙カーが常時駐車していたため混雑しており、選挙カーの停車位置がバスの発車の妨げになっていたことがあったとのことであった。

日付は覚えていないとのことだが、金澤氏陣営の選挙カーがバスの発車の妨げとなり、運転手同士で口論があったが、これについては、金澤氏が営業所に来て謝罪したとのことであった。

(4) 当委員会の判断

以上により、申出人が当委員会から情報公開請求にて入手した選挙期間中の「問い合わせ・苦情・通報受付簿」に記載された内容が、金澤氏の交通の妨害であった可能性は否定できないが、選挙活動における交通の妨害に対する意識が、法第1条に違反し、当選の無効となるという主張は採用することができない。

第4 当選人津田ひとみ（以下「津田氏」という。）の当選の効力について

1 居住実態について

住所については、民法第22条は、各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定しており、特に、選挙に関しては、住所は1人につき1箇所限定されているものと解すべきである（昭和23年12月18日最高裁判所判決）。

また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく（昭和35年3月22日最高裁判所判決）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものと解すべきである（平成9年8月25日最高裁判所判決）。

さらに、各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解すべきである（平成23年12月20日大阪

高等裁判所判決)。

このような観点から、当委員会はこれら判決の内容を判断基準として、津田氏が本件選挙の期日（令和5年12月3日）までの間、引き続き3か月以上、上尾市に住所を有していたか否かについて判断する。

(1) 上尾市に対して行われた住民異動届

津田氏は、令和元年7月16日に埼玉県上尾市C（以下「前住所地」という。）へ転入の届出を行っている。また、令和3年6月17日に前住所地から、埼玉県上尾市小泉8丁目（以下「現住所地」という。）へ転居した旨、転居の届出を行っている。

(2) 上尾市による住民基本台帳法第34条の規定に基づく調査

当委員会は、上尾市長に対して令和6年1月9日付けで津田氏についての住民基本台帳法第34条の規定に基づく調査を実施するよう依頼し、同年2月8日に上尾市長から調査結果の回答があった。調査の結果は、次のア～ウのとおりである。

ア 居室確認結果

- (ア) 建物外観及び津田氏同意のもと内観について調査を行った
- (イ) 建物は北上尾駅から徒歩30分の住宅街の中にある築6年の二階建てアパートで、調査対象居室はメゾネットタイプの二階に当たる部屋であった。
- (ウ) 居室の玄関には表札は掲出していない。玄関の横に津田氏の所属党派の看板が置かれていた。以前は道路から見える側に掲示していたが、建物の管理者から掲示しないよう注意を受けたため、見えないよう隅に置いてあるとのことであった。
- (エ) 室内にはエアコン、冷蔵庫、洗濯機等、日常生活に必要とされる家電器具は一通り取り揃えられており、また室内にはインテリアや観賞用の植物が複数飾られているなど、生活感を感じさせる様子であった。

イ 津田氏及び世帯主である夫（以下「夫」という。）から聴取した事項

- (ア) 津田氏の現住所地には2021年5月に賃貸借契約を結び、その後すぐに転居した。
- (イ) 津田氏の現住所地の賃貸借契約者は夫である。
- (ウ) 光熱水費について、契約者は夫である。
- (エ) 夫は令和5年4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙にて南2区から立

候補する際、川口市に仮住まいを設け、夫のみ週6日を仮住まいで過ごし、週1日のみ現住所地に帰宅していた。その後、同年4月23日執行の川口市議会議員一般選挙において同一党派で出馬した選挙人の応援のため川口市に留まり、同選挙の終了をもって現住所地に帰還した。

- (オ) 家族で転居しなかった理由について、長男が小学校に進学した直後であり、転居することによる長男への影響を考慮してとの弁であった。
- (カ) 生活状況としては、津田氏は市内で市議会議員以外の就労に就いているため、日中は家を空けていることが多い。夫は川口市で衆議院議員の議員秘書を務めており、日中は不在である。
- (キ) 食事は基本的に自炊している。
- (ク) お風呂は日常的に使用している。
- (ケ) 現住所地での聴取後、長男が現住所地に入っていくところを目視で確認した。
- (コ) 聴取時に居住実態を証明する物証として以下の書類を受領した。
 - ・現住所地の「賃貸借契約書」
 - ・現住所地の「賃貸借契約更新覚書」
 - ・電気料金の「支払証明書」(令和4年10月～令和5年12月分)
 - ・ガス料金の「料金明細」(令和5年7月～令和5年12月請求分)

ウ 津田氏及び関係機関からの提出資料について

(ア) 電気について

津田氏から提出された資料によると、電気の契約先はJ:COM電力であり、契約者は夫(世帯主)である。使用量については以下のとおりである。

使用期間	使用量
令和5年1月	829 kWh
令和5年2月	793 kWh
令和5年3月	635 kWh
令和5年4月	425 kWh
令和5年5月	296 kWh
令和5年6月	276 kWh
令和5年7月	434 kWh
令和5年8月	642 kWh
令和5年9月	618 kWh
令和5年10月	438 kWh
令和5年11月	285 kWh

令和5年12月	714 kWh
---------	---------

(イ) ガスについて

津田氏から提出された資料によると、ガスの契約先は東京ガス株式会社であり、契約者は夫（世帯主）である。使用量については以下のとおりである。

使用期間	使用量
令和5年7月	34 m ³
令和5年8月	24 m ³
令和5年9月	22 m ³
令和5年10月	25 m ³
令和5年11月	40 m ³
令和5年12月	45 m ³

(ウ) 水道について

上尾市上下水道部業務課から提出された資料によると、現住所地における水道の契約（使用）者は夫（世帯主）である。使用開始時期は令和3年5月31日である。直近の使用量については以下のとおりである。

使用期間	上水道使用量	下水道使用量
令和5年7月8日～9月7日	45 m ³	45 m ³
令和5年9月8日～11月8日	49 m ³	49 m ³
令和5年11月9日～令和6年1月11日	53 m ³	53 m ³

(エ) 国民健康保険について

上尾市市民生活部保険年金課から提出された資料により、津田氏は国民健康保険に加入していない旨確認した。

(オ) 長男の通学状況について

上尾市教育委員会学務課から提出された資料によると、長男の通学状況について、調査対象期間（令和5年9月3日から同年12月3日まで）は問題なく通学している旨を確認した。

(3) 電気、ガス及び水道の使用状況

ア 電気の使用量

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅の1か月当たりの平均電気使用量は、3人世帯が313kwhで

あるのに対し、津田氏の令和5年9月から同年12月までの月当たりの平均電気使用量は約514kwhであり、平均を大きく上回っている。

イ ガスの使用量

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅の1か月当たりの都市ガス月平均使用量は、3人世帯が40m³であるのに対し、津田氏の令和5年9月から同年12月までの月当たりの平均使用量は33m³であり、平均使用量を下回っている。

ウ 水道の使用量

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、1か月当たりの平均使用水量は3人世帯が19.9m³（2か月当たりに換算すると約39.8m³）ある。津田氏の令和5年7月8日から令和6年1月11日までの1か月当たりの平均使用水量は24.5m³であり平均使用量を上回っている。

エ 電気、ガス及び水道の使用状況についての所見

電気、ガス及び水道の契約者は津田氏の夫である。

上記のとおり、1か月当たりの使用量について、電気量及び水道量は平均を上回っており、ガスについては平均を下回ってはいるが、津田氏本人から聴取した内容を鑑みると妥当な使用量と思われる。

(4) 当委員会における周辺住民への聞き取り調査

津田氏の現住所地である集合住宅の隣人に聞き取り調査を行ったところ、隣人は1年ほど前から居住しており、津田氏を見かけると挨拶をするとのことであった。生活音についても聞こえるとのことであった。

(5) 津田氏への聞き取り調査について

当委員会は、令和6年2月9日に法第216条第1項において準用する行政不服審査法第36条の規定に基づき津田氏に質問を行った。また、令和6年2月4日に申出人から提出された質問申立書の質問についても併せて行った。

質問は、ゴミの収集日やゴミ捨て場所、食料品や生活用品の購入場所、かかりつけ医等について質問を行った。

買い物は、市内店舗にて購入されており、かかりつけ医も市内のクリニックを受診されているため、現住所地近辺での生活実態が確認できる。

(6) 津田氏への物件の提出要求

当委員会は、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法第33条の規定に基づき津田氏に対して証拠物件の提出を求めた。提出された物件は以下のとおりである。

・電気料金内訳書

契約者は夫であり、契約先住所が津田氏の現住所地と一致していることが確認できる。

・都市ガス料金明細

契約者は夫であり、契約先住所が津田氏の現住所地と一致していることが確認できる。

・デビットカード利用明細（令和5年7月～12月分）

令和5年6月27日から令和5年12月4日までの購入履歴が確認でき、市内での購入が全部で77件あり現住所地付近での購入が確認できる。

なお、購入先は飲食店や日用品が多いが、洋服等の生活用品を購入していることも確認できる。

購入履歴の件数は、以下のとおり。

	津田ひとみ氏デビットカード		
	飲食（市内）	日用品（市内）	その他（市内）
6月	1	1	0
7月	8	6	4
8月	3	2	0
9月	7	0	1
10月	9	4	4
11月	4	2	0
12月	14	3	4
合計	46	18	13

・運転免許証

住所は、現住所地であることが確認できる。

・マイナンバーカード

券面の住所の印字は前住所地となっているが、転居に合わせ追記欄へ現住所が記載されていることが確認できる。

(7) 津田氏の主張

津田氏から令和6年1月30日に提出された意見書について、当委員会に

において、同日付けでこれを受理した。

当該意見書において津田氏は、概ね次のように主張している。

- ア 令和元年7月15日より現在まで他市へ転出することなく、上尾市に居住していること。
- イ 本件異議申出の大半が申出者による推測や伝聞で構成されており、申出理由は合理的とは言えないこと。

(8) 申出人から提出された証拠物

津田氏の現住所地の外観画像及び津田氏の X (旧 Twitter) 投稿の画像について判断する。

津田氏の現住所地の外観画像は選挙期日後に撮影されたものであり、表札がないことをもって、現住所地に住所を有していなかったことを示す証拠とはなり得ない。

また、津田氏の X (旧 Twitter) 投稿の画像等についても、何ら当選の無効を示す証拠とはなり得ない。

以上のことから、申出人から提出された証拠物については、採用することができない。

(9) その他

異議申出書等に記載している事柄及び口頭意見陳述で述べた事柄については、いずれも津田氏が現住所地に住所を有していなかったことを示す証拠とはなり得ないため、採用することができない。

(10) 当委員会の判断

以上のとおり、津田氏は令和元年7月16日から上尾市内に住民票上の住所を有し、現住所地の建物を賃貸していることに加え、令和5年9月3日から令和5年12月3日までの間、現住所地で電気、ガス及び水道を使用し、市内の店舗で飲食物や日用品等を購入し、現住所地で当選人宛の郵便物を受け取っている事実が客観的に認められる。他方、当選人の現住所地における居住を否定するに足る特段の事情は見当たらないため、当選人は令和5年9月3日から令和5年12月3日までの間、引き続き3か月以上、上尾市の区域内に住所を有していたと判断するものである。

2 立候補に関する虚偽宣誓について

(1) 地方議会議員選挙の立候補届に係る見直しについて

公職選挙法の一部改正（令和2年9月10日施行）により、地方議会議員

選挙の立候補届に係る見直しが行われた。

地方公共団体の議会の議員の選挙の立候補の届出に添えなければならない宣誓書において公職の候補者となるべき者が誓う事項として、当該選挙の期日において公職選挙法第9条第2項又は第3項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれることを追加するものとされた。(法第86条の4関係)

当該宣誓書において虚偽の誓いをした者は、法第238条の2第1項の虚偽宣誓罪の適用対象となり得るところ、同罪の適用に当たっては、同条第2項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の告発が必要とされている。

住所とは、各人の生活の本拠をいい、住所の認定は客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居留意思を総合して行うものと解されており、起居、寝食、家族同居の事実などの居住実態に基づき慎重に判断する必要がある。

これを前提として、今般の改正は、住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補するという法律の想定するところではないイレギュラーな事案を抑止することを目的としたものである。

(2) 立候補の届出等の状況

令和5年11月26日に法第86条の4第1項の規定により津田氏が選挙長に届出をした文書には住所として現住所地が記載され、同条第4項に規定する宣誓書には住所として現住所地が記載されている。

(3) 本件に関する当委員会の判断

逐条解説(株式会社ぎょうせい「逐条解説公職選挙法改訂版(下)」)によると同罪の適用に当たっては、法第238条の2第2項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の告発により初めて問われることとされており、親告罪となっているが、これは本状の罪は必ずしも常に悪質なものとはいえず、誤って提出したが受理する際発見されて直ちに却下されたときのように宥恕すべき場合が考えられるからである。

申出人は、津田氏が仮に上尾市内に居住の実態があろうとも、法第86条の4の規定による届出先の住所に居住実態がない場合は、それは虚偽にあたり宣誓義務違反になると主張するが、津田氏の生活の本拠が現住所地にあることは「第1居住実態について」で述べたとおりである。そして、現住所地は津田氏が同条の規定により届け出た住所と同一である。

よって、当委員会は、津田氏は宣誓書において虚偽の誓いをしていないと

判断する。

3 11月27日、28日における上尾駅前の選挙カーに係る苦情について

(1) 申出人の主張

申出人は、津田氏の演説活動において、交通の安全と円滑に著しい障害という道路交通法違反があり、同氏が道路交通法違反であれば当選の効力に影響がないと考えているのであれば、法第1条に反し、当選が無効となる旨を主張する。

(2) 公職選挙法第1条

たしかに、選挙活動において交通の著しい妨害があれば、これは妥当なものではなく、選挙活動であれば無条件に行われてよいものではないことは指摘のとおりである。

しかし、かかる交通の安全や円滑性を保護することを目的とする法は道路交通法であって、公職選挙法ではない。

また、法第1条は、「その選挙が『選挙人の自由に表明せる意思』によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期すること」を目的とする旨を定めた規定である。すなわち、同条は、民主主義の観点から選挙人の自由意思に基づく選挙が行われることを保障する旨を謳う規定であって、被選挙人の選挙活動の妥当性や、被選挙人の選挙活動に対する考え、意識について直接規定したものではない。

そもそも、同条は、法の目的を簡潔に規定したいわゆる目的規定、理念規定であり、その内容は抽象的で具体的な義務等を定めたものではないため、法規範性が認められない。

(3) 事実認定（交通の妨害の有無）

上記のとおり、仮に交通の妨害が認められるとしても、選挙の効力には影響を及ぼすものではないが、以下のとおり調査を行った結果を記しておく。

ア 申出人からの証拠書類の提出及び口頭意見陳述

申出人から提出のあった証拠書類には、令和5年11月27日又は同月28日の選挙カーに係る苦情の当事者が津田氏であると客観的に特定できるものではなく、口頭意見陳述で述べた事柄についても、直接証明するものではなかった。

イ 津田氏への聞き取り調査の結果

当委員会は、令和6年2月9日に法第216条第1項において準用する行政不服審査法第36条の規定に基づき津田氏に質問を行った。

質問の回答では、上尾駅西口にて選挙運動を行うが多かったが、苦情が入ったということで、コインパーキングへ選挙カーを止め駅前で選挙運動をするようにしていたとのことであった。

ウ 上尾警察署の対応記録

上尾警察署の刑事課に対して、選挙期間中である令和5年11月27日又は同月28日に、上尾駅周辺における候補者への警告や指導履歴について確認を行ったが、そのような履歴はないとの回答であった。

エ バス会社への聞き取り

東武バスウエスト株式会社上尾営業所へ令和5年11月27日又は同月28日に選挙カーを原因とする事故や事件があったかの確認を行ったところ、詳細の日付については覚えていないとのことだが、上尾駅西口ロータリーに選挙カーが常時駐車していたため混雑しており、選挙カーの停車位置がバスの発車の妨げになっていたことがあったとのことであった。

4 本事案に関する当委員会の判断

以上により、申出人が当委員会から情報公開請求にて入手した選挙期間中の「問い合わせ・苦情・通報受付簿」に記載された内容が、津田氏のことであると根拠づけることはできず、申出人の主張を採用することができない。

また、選挙活動における交通の妨害に対する意識が、法第1条に違反し、当選の無効となるという主張は採用することができない。

第5 結論

以上のことから、本件異議申出には理由が認められず、法第216条第1項が準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和6年3月7日

上尾市選挙管理委員会

委員長 鈴木 博
委員 前島 義光
委員 大木 保司
委員 大場 玲子

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（法第206条第2項）。